平成２７年（フ）第８６号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野４丁目10番地５
メゾン・ラ・ボヌール105、方書修正前の住所茨城県稲敷郡阿見町うずら野４丁目10番地５　フジハイツ105号
債務者　鈴木　　進
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第９４号
茨城県つくば市森の里59番地１
債務者　村上ひとみ
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５８３号
埼玉県川口市西青木２丁目６番20号　サンハイツ201号
債務者　李　　洋弦（旧氏名李順子）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１６号
埼玉県志木市幸町１丁目14番22号　ハイツササハラ　101号、旧住所埼玉県志木市柏町３丁目４番14号　シュクレＦ　103号
債務者　尾形　　光
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６３号
さいたま市岩槻区城南４丁目４番12―106号
債務者　清水　一樹
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６９号
さいたま市西区大字西遊馬2196番地１　Ｓ．Ｓ．Ｓさくら草の郷、旧住所埼玉県春日部市備後東７丁目10番32号　ロイヤルハイツウエハラＢ101
債務者　曽根みゆき
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
静岡県沼津市常盤町２丁目17番地の２
債務者　庄司由美子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
松江市八雲町日吉161番地１　レイクルイーズＡ105号室、前住所松江市宍道町白石3418番地７
債務者　山崎香菜子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
福岡県行橋市中央２丁目15番27―302号
債務者　原　　斉
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
福岡県京都郡苅田町磯浜町２丁目７番地３（ホワイトパレス615）
債務者　千代田達也
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
埼玉県所沢市中新井２丁目281番地の８
債務者　佐々木　緑
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９０号
静岡県沼津市吉田町30番１号
債務者　佐藤美津子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２４１９号
大阪府吹田市桃山台５丁目１番Ｃ20―1004号
債務者　石川　文洋
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６８５号
大阪市西淀川区野里１丁目26番３号
債務者　松本　良子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７６７号
大阪府高槻市塚原１丁目４番18号
債務者　大原　寿美（旧姓丸田）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７９３号
大阪市東淀川区井高野３丁目３番53―314号
債務者　田村　由美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８５６号
大阪府東大阪市大蓮東２丁目19番17号
債務者　柴田　和人
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部